

# 令和3年度から「いの町高齢者等ごみ出し支援事業（ふれあい収集）」を開始します。

ふれあい収集とは、家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難な世帯に対して、町が個別に収集に伺い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援を行う事業です。対象要件に該当し、「ふれあい収集」の実施を希望される方は申請手続きをお願いします。

■ **対象世帯** 原則として下記の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① いの町内に住民票があり、居住している世帯
  - ② 世帯員自らごみを出すことが困難である世帯
  - ③ ごみ出しについて他の方から支援を受けることができない世帯
  - ④ 要支援認定、要介護認定、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯
- ※ 上記以外でも、世帯状況により対象となる場合があります。

■ **収集日と収集するごみ**

毎週決まった曜日にご自宅にお伺いします。【地域により曜日が違います。】

下記のごみが収集対象となります。

- ①可燃ごみ
- ②資源ごみ
- ③不燃ごみ
- ④有害資源ごみ

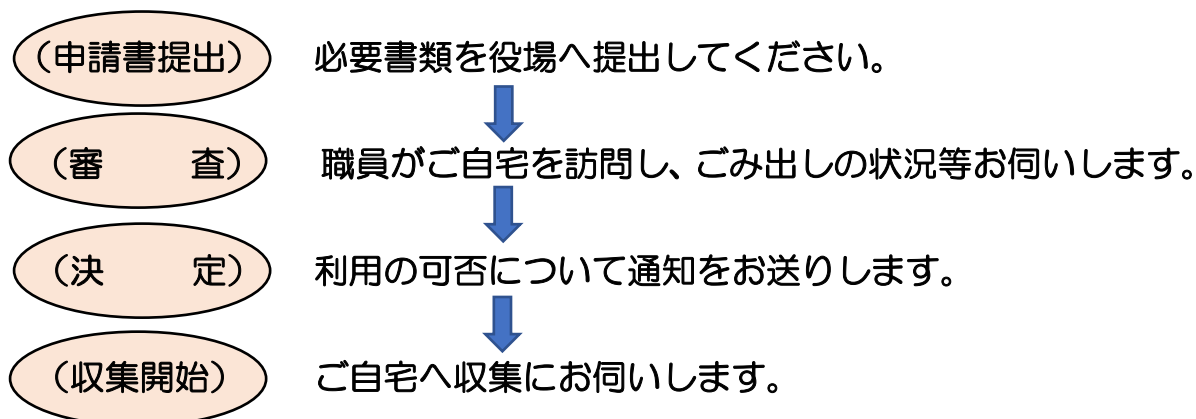
※粗大ごみや引っ越しに伴う多量のごみは収集できません。

※収集場所は、原則玄関前とし、町の分別方法に従い、

指定袋に入れて、フタ付きの容器にごみを出してください。



■ **申請から収集開始の流れについて**



詳しい内容、申請については下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】 環 境 課 TEL：893-1160  
吾北総合支所住民福祉課 TEL：867-2300  
本川総合支所住民福祉課 TEL：869-2114